

◆ 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業
要求水準書案 主要修正箇所一覧表

修正前	修正後
vi <目次> 添付資料（募集要項で提示します。） 資料 1 事業用地（所掌範囲図） 資料 2 平成 24 年度地質調査報告書 資料 3 平成 26 年度地質調査報告書 資料 4 現況平面図 資料 5 造成計画平面図 資料 6 ユーティリティ取合図 資料 7 処理対象区域内市町村ごみ収集表 資料 8 処理対象物区分表 資料 9 水質検査結果 資料 10 仕上表 資料 11 構内舗装・排水設計基準 資料 12 提出図書一覧表	v <目次> 添付資料 資料 1 事業用地図 資料 2 現況平面図 資料 3 造成計画平面及び横断図（案） 資料 4 ユーティリティ図 資料 5 地質調査報告書 資料 6 水質検査結果 資料 7 ごみ焼却施設及び事務所棟内部・外部仕上表 資料 8 構内舗装・排水設計基準 資料 9 処理対象物及び処理不適物一覧表（案） 資料 10 提出図書一覧表（参考）

修正前			修正後		
P8 10 公害防止基準（保証値） 1) 排ガス（1 炉当たり） 表 3 排ガス保証値（煙突出口）			P8 10 公害防止基準（保証値） 1) 排ガス（1 炉当たり） 表 3 排ガス保証値（煙突出口）		
項目	保証値※1	法規制値（許容限度）等※1	項目	保証値※1	法規制値（許容限度）等※1
ばいじん濃度	0.02g/ m^3N 以下	0.08g/ m^3N 以下	ばいじん濃度	0.02g/ N m^3 以下	0.08g/ N m^3 以下
硫黄酸化物濃度	25ppm 以下	約 2,200ppm 以下 (K=17.5) ※2	硫黄酸化物濃度	25ppm 以下	約 2,200ppm 以下 (K=17.5) ※2
塩化水素濃度	50ppm 以下	430ppm 以下	塩化水素濃度	50ppm 以下	430ppm 以下
窒素酸化物濃度	70ppm 以下	250ppm 以下	窒素酸化物濃度	70ppm 以下	250ppm 以下
ダイオキシン類排出濃度	0.05ng-TEQ/ m^3N 以下	1ng-TEQ/ m^3N 以下	ダイオキシン類排出濃度	0.05ng-TEQ/ N m^3 以下	1ng-TEQ/ N m^3 以下
※1 酸素濃度 12%換算値 ※2 硫黄酸化物は K 値規制であるが、想定ガス量による濃度換算値			水銀濃度※3	0.03mg/ N m^3 以下	—
			※1 酸素濃度 12%換算値 ※2 硫黄酸化物は K 値規制であるが、想定ガス量による濃度換算値 ※3 入口（減温塔出口）濃度による		

修正前	修正後																																										
P9 10 公害防止基準（保証値） 6) 悪臭 (1) 敷地境界 悪臭は、敷地境界線上において表 8 に示す臭気強度 2.5 に相当する悪臭物質濃度以下で、かつ臭気指数 10 未満とする。 表 8 悪臭保証値 <table><tr><th>項目</th><th>保証値</th></tr><tr><td>アンモニア</td><td>2 ppm 以下</td></tr><tr><td colspan="2">中略</td></tr><tr><td>イソ吉草酸</td><td>0.004 ppm 以下</td></tr></table> (2) 脱臭装置排出口 脱臭装置排出口における悪臭基準値は、表 9 に示す物質について、第 1 章第 4 節 10 6) (10) に示す敷地境界の基準を満たす値未満で、かつ臭気指数 10 未満であること。 なお、脱臭装置排出口における悪臭基準値の算出は悪臭防止法に基づくものとし、排出口高さ、流量等から求められる基準を提案書に記載すること。 表 9 排出口規制悪臭物質 <table><tr><th>No.</th><th>悪臭物質の種類</th><th>No.</th><th>悪臭物質の種類</th></tr><tr><td>1</td><td>アンモニア</td><td>8</td><td>イソバレルアルデヒド</td></tr><tr><td colspan="4">中略</td></tr><tr><td>7</td><td>ノルマルバレルアルデヒド</td><td></td><td></td></tr></table>	項目	保証値	アンモニア	2 ppm 以下	中略		イソ吉草酸	0.004 ppm 以下	No.	悪臭物質の種類	No.	悪臭物質の種類	1	アンモニア	8	イソバレルアルデヒド	中略				7	ノルマルバレルアルデヒド			P9 10 公害防止基準（保証値） 6) 悪臭 (1) 敷地境界 本施設の定格稼動時における悪臭に関する保証値は、敷地境界において表 8 のとおりとする。 表 8 悪臭に関する保証値（敷地境界） <table><tr><th>項目</th><th>保証値</th></tr><tr><td>アンモニア</td><td>2 ppm 以下</td></tr><tr><td colspan="2">中略</td></tr><tr><td>イソ吉草酸</td><td>0.004 ppm 以下</td></tr><tr><td>臭気指数</td><td>10 未満</td></tr></table> (2) 排出口 脱臭装置及び煙突排出口からの悪臭については、最大着地濃度地点において表 9 に示す許容値を満足するよう排出口における値を脱臭装置及び煙突それぞれについて提案し、その値をもって、脱臭装置及び煙突出口における悪臭に関する保証値とする。 なお、排出口における悪臭基準値の算出は悪臭防止法に基づくものとし、排出口高さ、流量等から求められる基準、計算過程を提案書に記載する。 表 9 排出口悪臭規制項目及び最大着地濃度地点における許容値 <table><tr><th>項目</th><th>最大着地濃度地点許容値</th></tr><tr><td>アンモニア</td><td>2 ppm 以下</td></tr><tr><td colspan="2">中略</td></tr><tr><td>臭気指数</td><td>10 ppm 以下</td></tr></table>	項目	保証値	アンモニア	2 ppm 以下	中略		イソ吉草酸	0.004 ppm 以下	臭気指数	10 未満	項目	最大着地濃度地点許容値	アンモニア	2 ppm 以下	中略		臭気指数	10 ppm 以下
項目	保証値																																										
アンモニア	2 ppm 以下																																										
中略																																											
イソ吉草酸	0.004 ppm 以下																																										
No.	悪臭物質の種類	No.	悪臭物質の種類																																								
1	アンモニア	8	イソバレルアルデヒド																																								
中略																																											
7	ノルマルバレルアルデヒド																																										
項目	保証値																																										
アンモニア	2 ppm 以下																																										
中略																																											
イソ吉草酸	0.004 ppm 以下																																										
臭気指数	10 未満																																										
項目	最大着地濃度地点許容値																																										
アンモニア	2 ppm 以下																																										
中略																																											
臭気指数	10 ppm 以下																																										
P25 4.2 施工 3) 工事監理 建設請負事業者は、建築士法、建築基準法に規定される工事監理者（設計者とは別の有資格者）を配置し、工事監理を行うこと。工事監理者は、組合へ工事監理状況について毎月報告を行い、また、組合の要請に応じて随時報告を行う。	P25 4.2 施工 3) 工事監理 組合は工事監理者を配置し工事監理を行う。建設請負事業者は工事監理者の行う工事監理に対し全面的に協力する。																																										

修正前	修正後
P33 6.4 鉄骨製作工場の選定 1) 社団法人鉄骨建設業協会の工場認定基準による H グレード以上 2) 社団法人全国鐵構工業協会の工場認定基準による H グレード以上	P33 6.4 鉄骨製作工場の選定 1) 社団法人鉄骨建設業協会の工場認定基準による M グレード以上 2) 社団法人全国鐵構工業協会の工場認定基準による M グレード以上

修正前					修正後				
P40 表 11 引渡性能試験の項目と方法					P41 表 11 引渡性能試験の項目と方法				
(3/4)					(4/5)				
番号	試験項目		保証値	試験方法	番号	試験項目		保証値	試験方法
中略					中略				
9	悪臭	敷地境界	悪臭物質濃度 アンモニア 2ppm 以下～ イソ吉草酸 0.004ppm 以下かつ臭気指数 10 以下	(1)測定場所 組合の指定する場所(2箇所以上) (2)測定回数 同一測定点につき2回以上 (3)測定方法 悪臭防止法及び県条例による。	9	悪臭	敷地境界	アンモニア 2ppm 以下 メチルメルカプタン 0.004ppm 以下 硫化水素 0.06ppm 以下 硫化メチル 0.05ppm 以下 二硫化メチル 0.03ppm 以下 トリメチルアミン 0.02ppm 以下 アセトアルデヒド 0.1ppm 以下 プロピオンアルデヒド 0.05ppm 以下 ノルマルブチルアルデヒド 0.009ppm 以下 イソブチルアルデヒド 0.02ppm 以下 ノルマルバレルアルデヒド 0.009ppm 以下 イソバレルアルデヒド 0.003ppm 以下 イソブタノール 0.9ppm 以下 酢酸エチル 3ppm 以下	(1)測定場所 組合の指定する場所(3箇所以上) (2)測定回数 同一測定点につき2回以上 (3)測定方法 悪臭防止法及び県条例による。
		排出口	悪臭基準値(算出値)悪臭防止法に基づく特定悪臭22物質(アンモニア～キシレン)	(1)測定場所 脱臭装置排出口及び煙突 (2)測定回数 脱臭装置排出口 1回/箇所以上 煙突 1回/箇所・炉以上 (3)測定方法 悪臭防止法及び県条例による。					

修正前		修正後			
		番号	試験項目	保証値	試験方法
		9	悪臭	メチルイソブチルケトン 1ppm 以下 トルエン 10ppm 以下 キシレン 1ppm 以下 スチレン 0.8ppm 以下 プロピオン酸 0.07ppm 以下 ノルマル酪酸 0.002ppm 以下 ノルマル吉草酸 0.002ppm 以下 イソ吉草酸 0.004ppm 以下 臭気指数 10 未満	
				アンモニア、硫化水素、トリ メチルアミン、プロピオンア ルデヒド、ノルマルブチルア ルデヒド、イソブチルアルデ ヒド、ノルマルバレルアルデ ヒド、イソバレルアルデヒド、 イソブタノール酢酸エチル、 メチルイソブチルケトン、ト ルエン、キシレンについて、 最大着地濃度地点において表 9 に示す許容値を満足するよ う排出口における値について 提案した値	(1)測定場所 脱臭装置排出口及び 煙突 (2)測定回数 脱臭装置排出口 1 回/箇所以上 煙突 1 回/箇所・炉以上 (3)測定方法 悪臭防止法及び県条 例による。

修正前	修正後
P40 表 11 注) 測定は最新の当該法定方法による。なお、各保証値は、環境影響評価書に適合するものとし、自主規制値と整合を図るものとする。	P42 表 11 注 1 測定は最新の当該法定方法による。なお、各保証値は、環境影響評価書に適合するものとし、自主規制値と整合を図るものとする。 注 2 保証値は民間事業者の提案する保証値が表 11 記載の値より厳しい場合、提案値を保証値に読み替える。 注 3 排ガス水銀保証値は、減温塔出口の排ガス水銀濃度が提案値以下の場合に適用される。
P50 2.1 計量機 3) 主要項目 (1) 最大秤量 30 t	P51 2.1 計量機 3) 主要項目 (1) 最大秤量 30 t 以上（搬入、搬出車両の最大積載量を考慮し設定する。）
P58 2.9 可燃性粗大ごみ破砕機 1) 破砕機 (6) 設計基準	P59 2.9 可燃性粗大ごみ破砕機 1) 破砕機 (6) 特記事項 ④ 破砕対象物が噛みこまない構造とし、噛みこんだ場合も容易に解除可能な構造とする。
P69 3.4 助燃装置 4) 再燃バーナ (3) 主要項目(1 基につき) ④ 操作方式 遠隔手動・現場手動 油量の調節、炉内温度調節及び緊急遮断は、遠隔操作により行えるものとする。	P70 3.4 助燃装置 4) 再燃バーナ (3) 主要項目(1 基につき) ④ 操作方式 遠隔手動・現場手動 着火（電気）：現場手動 油量の調節、炉内温度調節及び緊急遮断は、遠隔操作により行えるものとする。
P71 4.1 廃熱ボイラ 1) 廃熱ボイラ本体 (5) 特記事項 ② ボイラ各部の設計は、電気事業法、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、厚生労働省鋼製ボイラ構造規格及び JIS 等の規格・基準に適合する。	P72 4.1 廃熱ボイラ 1) 廃熱ボイラ本体 (5) 特記事項 ② ボイラ各部の設計は、電気事業法、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び JIS 等の規格・基準に適合する。
P76 4.6 ボイラ用薬液注入装置 3) ボイラ水保缶剤注入装置 (3) 特記事項 ① 本装置は、ボイラの腐食やスケール付着等の防止のため、ボイラ水に必要な薬液を添加するものであり、注入箇所は提案とする。薬品は原液投入のため、攪拌機は不要とする。	P77 4.6 ボイラ用薬液注入装置 3) ボイラ水保缶剤注入装置 (3) 特記事項 ① 本装置は、ボイラの腐食やスケール付着等の防止のため、ボイラ水に必要な薬液を添加するものであり、注入箇所は提案とする。
P78 4.9 高圧蒸気復水器	P79 4.9 高圧蒸気復水器（必要に応じて）

修正前	修正後
P82 5.1 減温塔	P83 5.1 減温塔（必要に応じて）
P87 5.3 有害ガス除去装置 3) ダイオキシシン類除去装置 本装置は、排ガス処理過程におけるダイオキシシン類を低減化、分解させる。 (3) 主要項目（1 炉分につき） ① 排ガス量 [] m³N/h ② 排ガス温度 [] °C ③ ダイオキシシン類濃度 入口 [] ng-TEQ/m³N （乾きガス酸素濃度 12%換算値） 出口 0.05ng-TEQ/m³N 以下 （乾きガス酸素濃度 12%換算値） ④ ダイオキシシン類除去率 [] % ⑤ 使用薬剤 []	P89 5.3 有害ガス除去装置 3) ダイオキシシン類及び水銀除去装置 本装置は、排ガス処理過程におけるダイオキシシン類及び水銀を低減化、捕集させる。 (3) 主要項目（1 炉分につき） ① 排ガス量 [] N m³/h ② 排ガス温度 [] °C ③ ダイオキシシン類濃度 入口（減温塔出口） [] ng-TEQ/N m³ （乾きガス酸素濃度 12%換算値） 入口（集じん器出口） [] ng-TEQ/N m³ （乾きガス酸素濃度 12%換算値） 出口（触媒出口） 0.05ng-TEQ/N m³以下 （乾きガス酸素濃度 12%換算値） ④ ダイオキシシン類除去率 [] % ⑤ 水銀濃度 入口（減温塔出口） [] mg/N m³ （乾きガス酸素濃度 12%換算値） 入口（集じん器出口） [] mg/N m³ （乾きガス酸素濃度 12%換算値） 出口（触媒出口） 0.03 mg/N m³以下 （乾きガス酸素濃度 12%換算値） ⑥ 水銀類除去率 [] % ⑦ 使用薬剤 [] ⑧ 操作方式 []

修正前	修正後
P88 5.3 有害ガス除去装置 3) ダイオキシシン類除去装置 (5) 設計基準 ① 排ガス量は、設計排ガス量に対して十分な余裕を見込む。 ② 入口ダイオキシシン類濃度は、焼却炉の構造や燃焼条件を考慮し決定する。 また、排ガス量等が変動しても、安定して排ガス基準値を満足することができるよう配慮する。	P90 5.3 有害ガス除去装置 3) ダイオキシシン類及び水銀除去装置 (5) 特記事項 ① 排ガス量は、設計排ガス量に対して十分な余裕を見込む。 ② 入口 (減温塔出口) ダイオキシシン類濃度は、焼却炉の構造や燃焼条件を考慮し決定する。入口 (減温塔出口) 水銀濃度は、出口 (触媒出口) において 0.03mg/N m³を達成できる最大濃度を提案する。また、排ガス量等が変動しても、安定して排ガス基準値を満足することができるよう配慮する。
P90 6.3 熱及び温水供給設備 1) 温水設備 本設備は、蒸気を利用して温水を作り、非常時に場内に仮設する風呂への温水供給が可能なものとする。	P92 6.3 熱及び温水供給設備 1) 温水設備 本設備は、蒸気を利用して温水を作り、非常時に 10 人槽以上の浴槽及びシャワー等に供給可能な温水を供給することが可能となるよう事務所棟壁面に温水配管 (フランジ又はプラグ止め) 及び必要な設備を設置する。
P95 7.6 煙突 1) 形式 外筒鉄筋コンクリート内筒鋼板製 (又は建屋一体型)	P97 7.6 煙突 1) 形式 外筒鉄筋コンクリート内筒鋼板製 (独立又は建屋一体型)
P131 13.6 説明用備品 1) 見学者説明用装置 (6) 説明用パンフレットは、一般用 [] 部、小学生用 [] 部作成し、納入する。	P133 13.6 説明用備品 1) 見学者説明用装置 (6) 説明用パンフレットは、一般用 10,000 部、小学生用 20,000 部作成し、納入する。また、当該電子データについても編集可能な形式で納品すること。電子データ形式の詳細は組合と協議すること。なお、当該パンフレットの著作権は組合に帰属するものとする。
P143 2.4 建築仕様 2) 事務所棟 (7) 組合職員関係諸室 ⑤ 組合事務関係書類、施工期間及び運営期間を通じて民間事業者が提出する全ての書類を保管しても余裕のある広さの書庫を設け、必要な手動式移動書棚を配置する。	P145 2.4 建築仕様 2) 事務所棟 (7) 組合職員関係諸室 ⑤ 組合事務関係書類、施工期間及び運営期間を通じて民間事業者が提出する全ての書類を保管しても余裕のある広さの書庫 (50 m²以上) を設け、必要な手動式移動書棚を配置する。

修正前	修正後
P143 2.4 建築仕様 2) 事務所棟 (9) その他	P146 2.4 建築仕様 2) 事務所棟 (9) その他 ② 事務所棟に併設するように公用車（普通車）1 台分の車庫を設け、公用車用タイヤ、工具等を収納できるようにする。
P144 2.4 建築仕様	P146 2.4 建築仕様 4) 車庫 詳細は組合との協議によるものとし、組合の意向を十分に汲み込むこと。公用車用車庫とは別に灰搬出用ダンプトラック（4t）2 台及び除雪用ホイルローダ（運営事業者が用意する）用の車庫を設け、タイヤ、工具等を収納できるようにする。
P150 5.2 照明及び配線工事 6) 非常用発電機から分岐した非常用コンセントを計画する。	P152 5.2 照明及び配線工事 6) 非常用発電機から分岐した非常用コンセントを計画する。非常用コンセントのうち一つは事務所棟玄関近くの外壁に設置し、非常時の地域住民への電力提供が可能なものとする。
P152 5.3 その他工事 11) 急速充電器設備工事 資料 1 事業用地に示す位置に電気自動車用急速充電器設備、駐車設備等を設け、本施設で発電した電気の供給を可能とする。	P154 5.3 その他工事 11) 急速充電器設備用工事 組合では、工場棟付近の車庫近くに、将来電気自動車用急速充電器（定格入力電力 50kVA）の設置を予定している。そのため、配電盤に必要な急速充電器用予備ブレーカを設計、配電盤から急速充電器設置予定箇所まで必要な空配管を敷設する。 また、電気自動車の普通充電のための 200V コンセント差込口を自動車用急速充電器設置場所近傍に設ける。 なお、急速充電器及び電気自動車の普通充電のための 200V コンセントへは本施設で発電した電気を供給するものとする。
P159 2 受付管理 4) 搬入基準は、原則として毎年度、組合が定めるものとする。	P161 5 適正処理 4) 処理不適物は資料 9 処理対象物及び処理不適物一覧表（案）のとおりとする。

修正前	修正後
P162 5 適正処理 4) 運営事業者は、運営期間の各年度末において、ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は、可能な限り全て処理するよう努めること。各年度内に処理できなかった廃棄物・排水等についての委託料の減額、次年度繰越し等の取り扱いについては、運営開始1年目の年度末までに、組合、運営事業者の協議で決定する。運営開始2年目以降、当該委託料の取扱いが不適切であるとどちらかが申し立てた場合、再度、両方で協議を行い、委託料の取扱いを決定する。 なお、業務期間途中で委託料の取扱いを変更した場合、清算完了年度の委託料の取扱いの再清算は行わない。	P162 5 適正処理 削除
P175 第9節 余熱利用業務	P176 第9節 余熱利用及び売電業務 4 その他の余熱利用 1) 運営事業者は、蒸気を利用する温水供給設備について非常時に速やかに利用が可能なよう必要な点検・検査、補修更新等を行うこと。 2) 運営事業者は、その他の余熱利用設備について効率的な運転を行い、必要な点検・検査、補修更新等を行うこと。